

都市計画法第三十二条等の規定に基づく開発協議の添付書類等の変更について（令和8年4月1日より運用）

①申請書類の変更点

現 行		変 更			
申請書類		申請書類		正	副
事前協議書及び事前協議回答書（開発様式第1号）	2部	事前協議書及び事前協議回答書（開発様式第1号）	1部	—	
事前協議書（開発様式第2号）	2部	事前協議書（開発様式第2号）	1部	1部	
事前協議回答書（開発様式第3号）	2部	事前協議回答書（開発様式第3号）	—	—	
添付書類		添付書類			
(1)開発区域位置図	2部	(1)開発区域位置図	1部	1部	
(2)現況図	2部	(2)現況図	1部	1部	
(3)土地利用計画図	2部	(3)土地利用計画図	1部	1部	
(4)給水施設計画平面図	2部	(4)給水施設計画平面図	1部	1部	
		(5)現場写真	1部	—	
(5)その他必要書類（設計説明書、事前協議申請書（写し。八尾市等）、開発区域位置図、現況図、土地利用計画図、水道施設計画図（平面図及び立面図）、配水施設計画図（平面図）、消防本部の同意書（写し）	2部	(6)その他必要書類（設計説明書、事前協議申請書（写し。八尾市等）、地籍図、 <del>開発区域位置図、現況図、土地利用計画図</del> 、水道施設計画図（平面図及び立面図）、配水施設計画図（平面図）、消防本部の同意書（写し）	1部	1部	

②事前協議回答書について

A) 意見、条件等について（給水主管を布設する場合）

①開発協議の時に、給水主管を八尾水道センターに帰属するか否かの協議を行います。



②帰属する場合、「本開発において布設する給水主管については、企業団へ帰属するものとする。また、給水装置工事申込書時に、寄附採納願を提出すること。」旨の回答を行います。



③給水装置工事申込時に、申込者から寄附採納願の提出をお願いします。